

議案第 1 1 号

関市自然体験施設条例の一部改正について

関市自然体験施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市板取木工クラフト館を廃止するため、この条例を定めようとする。

## 関市自然体験施設条例の一部を改正する条例

関市自然体験施設条例（平成17年関市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の表関市板取木工クラフト館の項を削る。

第3条第1項の表関市板取木工クラフト館の項を削る。

第4条第1項の表関市板取木工クラフト館の項を削る。

別表中4の表を削り、5の表を4の表とし、6の表を5の表とする。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。